

工事費内訳書の取り扱いについて

尾鷲市発注の公共工事発注に係る入札時の工事費内訳書の取り扱いについては次のとおりとする。

1. 工事費内訳書の提出を求める工事

競争入札により行う全ての建設工事

2. 工事費内訳書の提出及び無効措置等の明示

- (1) 工事費内訳書に記載すべき事項及び様式については、入札公告または指名通知書にその内容を記載した様式を添付するものとする。
- (2) 工事費内訳書には、入札参加者が見積もった入札価格の内訳を記載するものとし、入札書に同封の上、提出するものとする。
- (3) 工事費内訳書は発注者が入札前に示した設計図書（仕様書）に対応し、記載されなければならない。
- (4) 提出のあった工事費内訳書が以下の各項目のいずれかに該当する者の入札書については無効とし、また、提出した工事費内訳書の不明な点を説明しない者は失格とする場合がある。
 - ①工事費内訳書を提出（同封）しないもの
 - ②工事費内訳書の合計金額（税抜き）と入札価格が一致していないもの
 - ③一括値引き、減額の項目が計上されているもの
 - ④記載すべき項目が欠落しているもの
 - ⑤その他不備があるもの

3. 工事費内訳書の審査・確認及び入札執行

- (1) 入札を執行する職員は、全入札参加業者から入札書及び工事費内訳書の提出を受け、入札書を開封した後、落札候補者の工事費内訳書の内容を確認・審査を行う。その結果、上記2の（4）に明示した事項①から⑤のいずれかに該当する場合はその者の入札書を無効とする。

なお、くじ引きによる落札者の決定を行う場合はくじ引き後の落札候補者の工事費内訳書を審査する。その結果、その者の入札書が無効となった場合は、次順位者の内訳書の確認・審査を行うものとする。

ただし、下記（2）による場合などで、全ての参加者の工事費内訳書を確認する場合は、内訳書の確認・審査の後、落札候補者の決定を行う。

- (2) 談合・連合等不正な行為の疑義がある場合

開札後、落札決定を保留したうえで、入札参加者全ての工事費内訳書の確認・審査を行うこととし、工事費内訳書の不明な点を説明しない者は失格とするな

どの措置を講ずるものとする。

(3) その他

落札候補者の工事費内訳書の確認・審査の結果、落札者を決定した後に落札者以外の参加者の工事費内訳書による入札の無効が明らかになった場合においても、落札決定後の入札事務を妨げないものとする。

4. 工事費内訳書の確認及び審査について

(1) 確認・審査について

原則として入札を執行する職員が行うこととする。なお、談合・連合等不正な行為の疑義がある場合等、入札参加者全ての工事費内訳書の確認・審査を行うときは技術職員も携わることとする。

(2) 2. (4) に定める内容の審査について

① 工事費内訳書を提出しない

入札書に工事費内訳書が同封されていることを確認する。

② 工事費内訳書の金額と入札額が一致していない

工事費内訳書の合計金額と入札金額の整合を確認する。

③ 一括値引き、減額の項目の計上

内訳の項目として、一括値引きの項目を設定している場合およびマイナス計上の項目がある場合。ただし、端数処理を行う場合は、千円未満についてのみ認めることとし、千円以上の処理が確認される場合は一括値引きと判断する。なお、端数処理の箇所についてはこれを問わない。

④ 記載すべき項目が欠けている

発注者が事前に指定する項目（金額等）が記載されているかを確認する。

なお、建設工事においては、記載すべき項目に労務費、材料費、法定福利費の事業主負担額、建設業退職金共済制度の掛金、安全衛生経費を含む。

⑤ その他不備がある場合

工事費内訳書に工事名、業者名の記載がない。若しくは押印がない。又はこれらの判別が不明なもの。

工事費内訳書に記載の工事名と当該工事名が一致しない。

内訳書に記載の計算が整合しない。

などの不備がないか確認する。

(3) 工事費内訳書の不備で入札が無効となったものの取り扱いについて

工事費内訳書の不備で入札が無効になっても、談合等不正な行為が確認できなければ、資格（指名）停止措置は行わない。

附 則 この取り扱いは平成27年度執行の入札から適用する。

附 則 この取り扱いは令和8年6月1日以降の公告から適用する。